

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道事業事務決裁規程及び生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成29年3月31日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業事務決裁規程及び生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

(生駒市水道事業事務決裁規程の一部改正)

第1条 生駒市水道事業事務決裁規程(平成28年4月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

(生駒市企業職員就業規程の一部改正)

第2条 生駒市企業職員就業規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(介護休暇)」を付し、同条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「するため、」の次に「管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同項第5号中「(いずれも職員と同居している者に限る。)」を削り、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項及び第4項を次

のように改める。

3 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を示して、管理者に対し行わなければならない。

4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第15条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を示して、管理者に対し申し出なければならない。

6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第17条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合

は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第15条の次に次の2条を加える。

第15条の2 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等に係る介護休暇の単位は、管理者の定めるところによる。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続したおおむね4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第15条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2

時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) を超えない範囲内の時間とする。

第 17 条の見出し及び同条第 1 項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第 3 項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第 15 条第 1 項」の次に「又は第 15 条の 3 第 1 項」を加える。

第 20 条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第 1 項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第 2 項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「第 15 条第 2 項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1 回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が 1 週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)」を加える。

第 22 条第 1 項中「若しくは介護休暇」を「、介護休暇若しくは介護時間」に改め、同条第 2 項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

別表第 2 の 3 の項中「子」の次に「(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 18 条第 2 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)」を加え、同表の 9 の項中「親」の次に「(当該子について民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。))若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。))」を加え、同表の 13 の項中「第 15 条第 1 項に規定する日常

生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を  
「要介護者」に改める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。